

## パブリックコメント手続実施要領（案）

## 1 目的

本市における妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」の第二期計画策定のため、パブリックコメント手続実施要領を定めるものである。

## 2 公表する事項

- (1) 第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画素案及び概要版
- (2) 意見等の提出方法、提出期間及び提出先

## 3 意見等の提出方法

市民からの意見等の提出方法については、以下の(1)から(5)までの5つの方法のうち、いずれかの方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ装置を用いた送信
- (3) 電子メールの送信
- (4) 電子申請（鹿児島県電子申請共同運営システム）
- (5) こども政策課への書面の提出

## 4 意見等の提出期間

意見等の提出期間は、令和元年10月〇〇日から11月〇〇日までの間、30日間とする。

## 5 意見等の提出先

健康福祉局こども未来部こども政策課とする。

住 所 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電 話 (099)-216-1514  
FAX (099)-803-7628  
Eメールアドレス kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

## 6 公表の方法

- (1) インターネットによる公開
- (2) こども政策課、保育幼稚園課、母子保健課、こども福祉課での供覧
- (3) 市政情報コーナーでの供覧
- (4) 各支所、各保健センター、地域公民館等での供覧
- (5) その他必要と認める場所での供覧
- (6) 希望者への郵送

必須配置先 54 か所

- ・ 市政情報コーナー、各支所、各保健センター、大学 等

任意配置先（予定）約 550 か所

- ・ こども未来部4課、幼稚園、保育所（認可外含む）、児童クラブ、子育て支援施設、地域公民館 等

## 7 意見等の提出者

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市の区域内に存する子育て支援施設等を利用する者